

## 富山地方裁判所委員会（第34回）開催議事概要

### 1 開催日時

令和3年1月27日（水）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（五十音順，敬称略）

池田修治，石崎誠也，桐谷真吾，澤田和人，田野尻猛，中山敦雄，東出悦子，  
堀内照美，山口佳子，和久田道雄

#### 【説明者】

黒田民事部判事

#### 【事務担当者】

橋本民事首席書記官，石田民事訟廷管理官，入江民事部主任書記官，河合地裁  
事務局長，廣田家裁事務局長，徳田地裁事務局次長，内山家裁総務課課長補佐，  
小林地裁総務課庶務係長

### 4 進行次第

- (1) 新委員の紹介及び挨拶
- (2) 委員長の互選
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 委員長挨拶
- (5) 議事「民事訴訟事件の迅速化」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

### 5 次回のテーマ

未定

6 次回の開催期日

令和3年7月19日（月）午後2時

(別紙)

## 意見交換

(○委員，●委員長，■裁判所)

- 概要説明の感想などやこれからの民事訴訟，裁判所に求めるものについて御意見をお願いしたい。

### 【これからの民事訴訟，裁判所に求めるもの】

- 裁判においては争点整理が大事だということはよく分かった。民事裁判手続を利用した方に伺ったところ，争点整理手続における書面のやりとりのために裁判所に何度か足を運び，遠方の弁護士とのスケジュールを調整するところでもかなり時間を要し，書面の交換だけなのになぜこのようなことをするのかという感想を抱いたとのことであった。

確かに，ウェブ会議の導入によって裁判に関わる方々の負担が減り，期日やスケジュールの調整がし易くなる面はある。ただ，そちらの方よりも先ほどの書面の交換の話のように，これまでの争点整理手続がなぜ形骸化していたのかという本質的な問題についての議論をしなければならないのではないかと思う。そのように感じる理由は，放送局における番組制作と裁判所の争点整理手続とが類似しており，番組制作においても面倒なことを避けてゆっくりと進めようとする人がいると制作に時間がかかることがあるからである。

- なぜこのように争点整理手続が進められてきたのかという原因を分析し，まずそこを変えていく必要があるということは正にそのとおりである。御指摘の点については今，裁判所が危機意識を持っているところである。

- 御指摘の点は，現在，裁判官同士の研究会や部内での協議会等で議論している問題である。IT化の話以前に，その点を固めなければいくらIT機器を導入してみても効果は上がらないし，逆にかえって良くないというのが一般的な認識であると思う。

争点整理手続において，議論をして中身を詰めていくはずが単に書面を交換し

て次回の期日を決めるだけになってしまう場合がある原因の一つとして、準備書面が期日の当日やその前日に提出されるという問題がある。このような場合、裁判官は当該事件の期日までに準備書面の内容を読み込んで準備することができなくなる。一部の事件においては何が争点かがそもそもはっきりせず、そのような事件についてはこれまでの法律的な知識を総動員し、この事件は何がポイントなのか仮説を立てて、それを当事者にぶつけて意見交換しながら正しいポイントを見つけていくという作業が必要になる。そこで、事件が単独事件であれば合議に付し、裁判官3人の合議体で様々な観点から事件を検討していく取組がしばらく前から始まっている。

- 争点整理手続の進め方について、事件が複雑・困難化したことにより、争点整理手続期日において議論をするためには事前にお互いの分からないところを理解した上で質問や回答をしなければならないところ、この点が課題となっている。これからIT化を図っていく中で振り返るとともに工夫・改善をしていこうということだと思う。
- 期日の前に、どこが疑問点なのかを共有することができれば事前に依頼者に確認をした上で期日に臨むことができるし、議論も深まると思う。依頼者によってはすぐに連絡が取れない方もいらっしゃるので、予め余裕をもって打合せをして期日に臨めたらと思って準備をしている。
- 代理人弁護士は依頼人の意向を踏まえて準備する必要がある。また、相手方から事前にどのような質問が来るか準備しておかなければならない。この点に関しては、IT化によって共有ファイルにお互いが質問等を随時書き込むことやメッセージ機能を利用して事前に質問を発することが可能になる。
- また、メッセージ機能を利用して期日外に事前に連絡をしておけば、相手方はそれを確認し、期日までに準備が可能になる。
- IT化が進んでいけば、代理人弁護士だけではなく、御本人も共有ファイルやメッセージを確認することができるようになる。

- 裁判の審理計画が策定されていないため、場当たりのにずるずると進んでいるということはないか。
- 民事訴訟法上の計画審理に関する条文によれば、争点整理の期間の期限、証拠調べの時期、口頭弁論の終結時期及び判決言渡しの予定時期まで決めるという建前になっているが、そこまできちんと審理計画を立てている事件は今まであまりなかったように感じている。しかしながら、当事者にとっては裁判がいつ終わるのかということとはとても関心があることだと思うし、ビジネスの世界でも納期のない契約はないだろうと思う。だから、裁判官も当事者に意識的に審理の予定や計画を伝える努力はすべきだと思う。
- 争点整理手続の中で書面はきちんとしたものを提出したいので準備期間として1か月は必要だと思っているのではないか。仮にそのようにして書面のやりとりを繰り返せば半年くらいは優に経過してしまうだろう。そこで、ウェブ会議の導入によって論点を議論できる仕組みになればかなり短縮化されるのではないかと思う。
- 民事訴訟を提起する側は相手方の反論も検討した上で準備をしているが、被告側はそう簡単には準備ができないのではないか。
- 交渉段階から受任していれば、相手は何が言いたくて、こちらがどういう言い分であるかは分かる。しかし、訴えられた段階で依頼者からの相談を受けた場合は事実関係や問題の状況を把握するため、最初に反論するのに時間がかかるので、短縮は困難ではないかと思う。
- スタートラインが違うことから、自由な議論ができるまでに時間がかかる。場合によっては、裁判所も専門委員に手続に関与していただいた上で、「この点は問題になるのか。」「どういう見方ができるか。」「ここが争点になるのか。」というような議論をしながら中身を詰めていく方法をこれからも活用していかなければならないと思う。
- 実際の迅速化のための工夫は、これからの争点整理の在り方を見直すという一

言に尽きると思う。実質的な議論をするための準備が必要であるから、何が聞きたいかを予めお伝えし、依頼者に事情を聴き取ってもらった上で事前に書面を提出してもらい、それを踏まえて議論をしていきたい。その際に「書面で。」と言うと時間がかかるし、構えてしまう面があるので、後に訂正する余地を残しつつ、まずは代理人弁護士と口頭で自由に議論し、どういう事件かという部分を見誤らないようにして方向性を定めつつ、ウェブ会議を活用して期間の短縮を図りながら審理を進めていくことが大切であると考えている。

- 現在、全国の裁判所においても同じような状況で、同じような議論をしているところである。当庁の部内だけでなく、一つの高裁管内でどのような工夫ができるのか、実際工夫をしてみて上手くいかなかった部分の修正点等について出し合う勉強会を実施している。

この点に関し、こんなことができたらいいか、ここが不安であるというような御意見があれば伺いたい。

- 企業においてもウェブ会議やテレワークといったIT環境はとても身近になっており、色んなことが迅速化されてその効果を感じている。それは特に、全員が同じ情報を同じタイミングで共有することができるので議論が活発化する点であるが、裁判所においても訴訟関係者が同じ土俵に立って情報を共有していくという部分においてITが活用できるのではないかと思った。

また、ITというのは共通の土台となる標準環境であるので、様々な出来事があっても漏れなく必要なことをきちんとやっていきながら時間の無駄なく実践することができる点が良いところであると思う。そういう意味でも民事訴訟でITを活用することは良いことだと思うが、それと同時に、より質の高い成果を出すためにはどのようにITを活用していくかという点に留意すべきである。

- 当社の会議においては文書で提出した内容を会議において読み上げないことを原則とし、事前に書面を読み込んできたうえで議論することになっている。

ところで、裁判に出席した方から、証人尋問の際に事前に提出した陳述書の内容

と同じことを法廷で証言していたので、そこは端折ってもよかったのではないかという話を聞いた。真実を掘り起こす裁判において丁寧でないかもしれないが、効率化を図らなければ審理期間の短縮化にはつながらないし、IT化だけでは迅速化のための切り札にはならないのではないかと思う。

- 証人の話が信用できるときは主尋問は行わずに反対尋問のみで相手方から話を聴くだけにすることもあるので、事案によるのではないか。
- 実際に尋問すると陳述書と違ったことを証言されることもある。また、尋問では陳述書の内容をなぞるような尋問はしてはならず、ポイントを絞って重要な点は必ず証人自らの口で話すようにしてもらっている。
- 訴訟代理人としてはポイントとなるところは自分の口で話してもらい、証人が本当に体験したということを裁判官に分かってもらうために敢えて陳述書に書いてあることも質問することはある。
- 番組制作では90パーセントの精度で制作した番組の内容を95パーセント以上の精度に上げようとすれば膨大な時間がかかる。

この間、県知事が県職員に対し「100点でなくてもよいから80点を目指して仕事のスピードアップを図ろう。」と話したことを聞いて、ビジネスマンらしいなと思ったが、そのような考え方というか割り切り方が裁判や法廷の中でもあり得るのではないか。

- 現実として裁判の中にはそのような視点で見ていかなければならないものもあると思う。

#### 【概要説明の感想などについて】

- 民事訴訟が長引くのは避けたいと思うところ、平均審理期間を14か月（昭和53年の統計）から8.3か月に短縮されたことは素晴らしいと思う。
- 民事訴訟事件の平均審理期間のグラフは刑事訴訟事件で言えば、公判前整理手続の期間とかなり類似する点があるなど思いながら見ていた。

公判前整理手続の期間が長引く原因としては弁護人の準備の問題がある一方

で、検察官の主張が細かすぎるために細かい反論を招いているという部分もある。

迅速化という観点では、枝葉の部分を見分けて主張から外していくことが重要である。その方がより核心部分の主張・立証を充実させられることになると思う。

- IT化に取り組んでいる裁判所の方々にエールを贈りたい。
- 裁判は長いというイメージを持っていたが、平均審理期間が建築関係訴訟事件や医療関係訴訟事件以外、短縮化されていることが分かった。もっと一般の方に、そのことを知ってもらって司法へのアクセスが容易に感じてもらえるように裁判のイメージを変えていくことが大切だと思った。
- 労働審判手続のような訴訟とは別枠の手続を他の事件に拡大するような動きはあるのか。
- 個別労働紛争における典型論点や労働審判員の知識を駆使して利用されている労働審判手続のような枠組みを他の事件にどれだけ拡大できるのかという点が課題ではないか。
- 労働審判の発想を通常の訴訟の争点整理手続に活かそうと、短期集中的に時間を確保し、当事者から事情を聴いて争点を固める運用もある。
- 労働組合の組織率が2割であり、相談先がないために自己の権利を主張したくても主張できない労働者の方々を裁判所に吸い上げてもらいたいので、もっと労働審判制度をPRしていただきたい。
- IT機器の回線はインターネット回線を利用するのか。また、ZOOMなどのコミュニケーションソフトは何を使用するのか。
- IT機器の回線は一般のインターネット回線を利用する。また、フェーズ1の運用におけるソフトはMicrosoft Teamsである。
- IT化となると、どうしてもセキュリティー面が一番大きな問題となってくると思う。インターネットであればサイバー攻撃やウィルス対策、非対面ツールであればなりすましなどが懸念されると思うがどのように対処されるのか。
- Microsoft社が構築しているセキュリティーレベルを考えながら、最



高裁がウェブ会議に関する様々な運用ルールを定めているところであり、それに基づいて訴訟代理人を中心に御協力を求めているところである。

- いわゆるIT弱者に対しては従来の方法を併用したり、パソコンを貸与したり、マニュアルを配布したりといったような対応を考えているのか。
- 現在の運用としては、ウェブ会議を利用することについての同意が得られた場合のみウェブ会議を実施している。例えば、パソコンをお持ちでないとか、手順に慣れていない方に対してはウェブ会議を勧めていない。また、今後の制度としても、全ての事件において一律にウェブ会議を実施するかどうかは議論されているところであり、手順に不慣れな方に対しては、配慮がなされてしかるべきであると思う。
- IT化のフェーズ2あるいはフェーズ3の段階において、証人尋問は実際の法廷で行うのか、それともいわゆる「e-法廷」でも行うことができるのか、裁判の公開の原則との関係で問題となるのではないか。この点、ドイツではIT化によってあらゆる書面をウェブにて提出した後、実際の法廷で証人尋問を行わなければならないこととなっているようである。
- いわゆる「3つのe」においては将来的に書面の提出や記録の作成もIT化することで考えられているようであるが、今、公開の法廷の範囲を狭めるような話はないように思う。現行法では遠方の証人にはテレビ会議システムを利用して尋問を行う場合がある。
- 現時点では証人尋問もウェブ会議でという方向性が確定しているわけではないと思う。